

ちりめん本「日本昔噺」シリーズの初版本について ②

佐藤寿洋

前回、「GAIDAI BIBLIOTHECA」227号においてちりめん本「日本昔噺」シリーズの初版本の特徴について書かせて頂きました。そのポイントは、奥付の刊行年が最も古いものであること、版表記が無いこと、奥付にある刊行年と長谷川武次郎の住所の年代が合致していることでした。今回はさらに1点、見分けるポイントがありますので紙面を割かせていただきたいと思います。

その特徴は、明治時代の出版条例が大きく関わってきます。ちりめん本「日本昔噺」シリーズが刊行された明治の中頃は出版条例が大きく変化する時代でありました。主な条例の変遷を見ていくと下記のようになります。納本制度は明治時代の初期に始まり、著作権（著作権）も明治8年には条例化されました。明治26年になると出版法が定められ、検閲を伴い、国の出版物に対する統制が厳しくなっていきます。

明治2年5月13日（出版条例 行政官達第444号）

出版物の許可は昌平学校・開成学校へ願い出て、政府から許可をもらうこと。

各5部を両学校へ納本すること。

明治8年9月3日（出版条例 太政官布告第135号）

出版物は出版前に内務省へ届け出ること。

3部を内務省に納本すること。

著作権の権利（30年）が制定される。

明治20年12月28日（出版条例 勅令第76号）

出版物には発行者と印刷者のそれぞれの氏名、住所と印刷日を記載すること。

明治20年12月28日（著作権条例 勅令第77号）

出版物に「著作権所有」の4字を記載すること。

著作権は著作者の終身に5年を足した期間とする。それが35年に満たない場合は、著作権登録から35年とする。

明治26年4月14日（出版法 法律第15号）

発行者と印刷者のそれぞれの氏名、住所と印刷日は出版物の末尾に記載すること。印刷者の住所が印刷所の住所と異なるときは、印刷所の住所も記載すること。

さて、ここで重要なことは明治20年の「著作権条例」の制定です。出版物には「著作権所有」の4字を記載することが条例化されました。「日本昔噺」シリーズが刊行されたのは、明治18年から明治29年までですから、シリーズの途中で「著作権所有」の記載があるタイトルとそうでないも

のとに分かれることになります。明治20年に出版されたシリーズNo.12～16のタイトルは、著作権条例が制定された年にあたり、これらのタイトルに「著作権所有」が記載されているのか否かが検討課題となります。著作権条例が制定されたのは明治20年12月28日ですので、明治21年以降に出版されたタイトルに「著作権所有」と明記されるのが自然かと思います。そう考えると、初版本は下記のように区別されます。例えば、『桃太郎』（明治18年出版）の奥付に「著作権所有」と記載があれば、その版本は明治20年以降に出版されたことになり、初版本ではない可能性が高いことがわかります。

「著作権所有」記載ナシ

No.1～6 明治18年出版（桃太郎、舌切雀、猿蟹合戦、花咲翁、勝々山、鼠の嫁入り）

No.7～11 明治19年出版（瘤取、浦嶋、八頭の大蛇、松山鏡、因幡の白兔）

No.12～16 明治20年出版（野千の手柄、海月、玉ノ井、俵藤太、鉢かづき）

「著作権所有」記載アリ

No.16' 明治29年出版（文福茶釜）

No.17 明治21年出版（竹籠太郎）

No.18 明治22年出版（羅生門）

No.19 明治24年出版（大江山）

No.20 明治25年出版（養老の瀧）

前稿を含めてまとめると、ちりめん本「日本昔噺」シリーズの初版本の特徴は下記の4点の条件を満たしていることが重要になります。これはあくまで、古書店が調査した結果であります。訂正・加筆等がございましたら、是非ご指摘頂ければ幸いです。

- ① 刊行年
- ② 版表記の有無
- ③ 長谷川竹次郎の住所と刊行年の整合性
- ④ 「著作権所有」記載の有無

参考：齋藤祐佳里「ちりめん本「日本昔噺」シリーズの版に関する研究」いわき明星大学大学院 人文学研究科日本文学専攻 博士課程論文

さとう としひろ（極東書店 営業部）